平成２１年（フ）第８３号
大分県日田市大字十二町508番地２　光岡ハイツＡ―106号
債務者　木戸　勝美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第３８２号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目18番地２久場川市営住宅Ｋ―206
債務者　広瀬千津子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４４７号
沖縄県那覇市田原４丁目３番地13　レジデンス田原301
債務者　洲鎌　愛美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４６０号
沖縄県那覇市字識名1247番地１　コーワマンション206
債務者　新里　リサ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４８６号
沖縄県那覇市字大道130番地　森田ビル302
債務者　池間　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３３号
北海道苫小牧市宮の森町２丁目25番18号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３４２号
北海道苫小牧市明野元町１丁目10番17号　ハイツまるいＮＯ132―105号
債務者　小林ゆかり（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３５４号
北海道苫小牧市有明町１丁目５番32号
債務者　兵藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１８９５号
仙台市太白区郡山６丁目６番６―705号
債務者　菊地　正男
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２２号
宮城県多賀城市山王字西山王185番地の１
債務者　尾形　千恵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３０号
仙台市太白区萩ケ丘10番15号　ハイツ・レジェンド・イン206
債務者　和田　滋子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ14棟18号
債務者　金井さおり
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
秋田市八橋鯰沼町５番33号　コーポ石川103、前住所秋田市千秋矢留町６番９号　ライオンズマンション709号
債務者　佐藤　俊明
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８０号
茨城県小見玉市羽鳥1703番地46ピュアコテージ羽鳥Ｂ棟
債務者　坂本　真希（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７８２号
茨城県笠間市大田町1088番地17
債務者　塙　　光彦
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９０号
茨城県久慈郡大子町大字上野宮624番地１
債務者　鴨志田知也
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９５号
茨城県小見玉市花野井359番地29
債務者　白幡　節子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
水戸地方裁判所